

2018年11月16日 全16頁

# 法律・制度 Monthly Review 2018.10

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

### [要約]

- 10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 10月は、バーゼル規制に関して金融庁がファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みの見直し案を公表したこと（12日）、政府税制調査会が老後に備える資産形成について検討を開始したこと（23日）、米国財務会計基準審議会（FASB）がのれんの会計処理等について関係者から意見募集することを暫定的に決定したこと（24日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### ◀ 目次 ▶

○10月の法律・制度レポート一覧	2
○10月の法律・制度に関する主な出来事	2
○11月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
金融商品会計、見直しに向け意見募集へ	7
○レポート要約集	12
○10月の新聞・雑誌記事・TV等	15
○10月のウェブ掲載コンテンツ	16

## ◇10月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	金融商品会計、見直しに向け意見募集へ ～IFRS第9号とのコンバージェンスを検討～	吉井 一洋	会計	19
2日	景気回復で所得税が増えても 法人税が増えていないのはなぜか？ ～受取配当の増加で 「法人が負担する所得税」が増えている～	是枝 俊悟	税制	5
4日	過大支払利子税制に関する税制改正要望 ～国際課税に関する税制改正要望①～	金本 悠希	税制	4
9日	仮想通貨の税制① 消費税・所得税 ～原則として雑所得、確定申告が必要～	藤野 大輝 小林 章子	税制	17
10日	会社法改正に向けた議論の動向① ～株主総会関係～	横山 淳	会社法	7
11日	会社法改正に向けた議論の動向② ～取締役報酬、社債管理、株式交付など～	横山 淳	会社法	12
17日	ファンド向けエクイティ出資の資本賦課の改正案 ①制度概要編 ～2019年3月31日から適用予定～	金本 悠希	金融制度	5
18日	米国資本市場改革の動向 ～民主党も支持しているが、 中間選挙前の成立は困難か～	鳥毛 拓馬	金融制度	6
19日	2019年度はマクロ経済スライド実施見込み ～持続可能な年金制度確立に向け 経済環境が整ってきた～	是枝 俊悟	税制	5
	法律・制度 Monthly Review 2018.9 ～法律・制度の新しい動き～	藤野 大輝	その他法律	14
30日	消費税増税等の家計への影響試算（2018年10月版） ～2011年から2020年までの家計の 実質可処分所得の推移を試算～	是枝 俊悟	税制	12

## ◇10月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への統一が完了。
2日	◇個人情報保護委員会、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の改正に関する意見募集について」を公表（11月1日まで意見募集）。
3日	◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、「ISA540(Revised), Auditing Accounting Estimates and Related Disclosures」を公表。2019年12月15日以降に開始する期間の財務諸表監査において有効となる。
4日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。

4日	メンバー国・地域に所在する銀行を対象に、バーゼルⅢ関連指標の推移を公表するもの。
5日	◇国税庁、「QRコードを利用したコンビニ納付手続の開始について」を公表（2019年1月4日以降、自宅等で作成したQRコードによるコンビニ納付手続可能に）。
10日	◇金融安定理事会（FSB）、「暗号資産市場－将来の金融安定に対する潜在的チャネル－」を公表。 ◇政府税制調査会第17回総会が開催。税財政の現状、税務手続の電子化等について議論。 ◇金融行為規制機構（FCA）、英国のEU離脱後のFCAハンドブックと技術基準（BTS）の改訂、臨時許可制度についての協議文書を公開。 ◇日本国政府、ロシア連邦政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約」が発効（源泉所得税については2019年1月1日から適用開始）。
11日	◇金融審議会「市場ワーキング・グループ」第14回が開催。高齢社会における金融サービスのあり方の検討を開始。
12日	◇金融庁、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」等の一部改正案、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正案等を公表。ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みを見直す案。2019年3月31日から適用予定。 ◇金融庁、日本銀行が、米国当局（米国通貨監督庁（OCC）、連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会（CFTC））によるボルカー・ルール改正案に関する意見募集に関して、米国当局宛に連名でレターを発出。 ◇国税庁、「相続税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）のあらまし（情報）」を公表（10月5日付）。
15日	◇日本公認会計士協会（JICPA）、パンフレット「監査業務におけるITの活用事例」（改訂版）を公表。 ◇金融庁、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」を策定。 ◇法務省、「会社計算規則の一部を改正する省令」を公布。収益認識に関する注記の追加等。
17日	◇バーゼル委、「ストレス・テストの諸原則」を公表。2009年に策定した諸原則を、その後のストレス・テストの実践を踏まえて改訂するもの。 ◇政府税制調査会第18回総会が開催。仮想通貨やシェアリングエコノミー、相続税・贈与税について議論。 ◇日本国政府、スペイン王国政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約」に署名（現地16日）。
18日	◇バーゼル委、市中協議文書「デリバティブ取引における顧客清算取引のレバレッジ比率規制上の取扱い」を公表（コメント期限は2019年1月16日）。レバレッジ比率規制における顧客清算取引の扱いが中央清算を阻害している可能性を踏まえ、顧客清算取引の扱いを見直す。 ◇バーゼル委、「レバレッジ比率のウィンドウ・ドレッシング行為に係るステートメント」を公表。レバレッジ比率の報告期日近辺でバランスシートを調整することによって、比率を引き上げる「ウィンドウ・ドレッシング」行為について、容認できない旨を明らかに。 ◇全国銀行協会、3月15日に決定した「SDGsの主な取組項目」に、新たな取組みを追加する等の見直しを実施。「高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」を新たに追加。 ◇米国証券取引委員会（SEC）、イノベーションと金融テクノロジーのための戦略的ハブ

18日	(FinHub) の立ち上げを発表。
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇JICPA、「監査基準の改訂に関する意見書」に対応する監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案を公表(11月30日まで意見募集)。監査報告書の拡充(透明化)に関するガイドライン等。</li> <li>◇日本IT団体連盟、「情報銀行認定に関する説明会」を開催。12月頃から認定申請の受付を開始し、2019年3月頃から認定を開始する方針を示す。</li> <li>◇国税庁、「スマホ × 確定申告 スマート申告が始まります!」を公表。2019年1月からスマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面を利用して、所得税の確定申告書の作成が可能に。</li> </ul>
22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国際会計基準審議会(IASB)、事業の定義を改善するためにIFRS第3号「企業結合」の狭い範囲の修正を公表。</li> <li>◇東京証券取引所、2017年度従業員持株会状況調査結果を公表。調査開始以来、初めて従業員持株会の保有株式時価総額が6兆円を超える。</li> </ul>
23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇政府税制調査会第19回総会が開催。連帯納税制度や、老後に備える資産形成について議論。</li> <li>◇JICPA、企業会計基準公開草案第62号(企業会計基準第21号の改正案)「企業結合に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第62号(企業会計基準適用指針第10号の改正案)「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」に対する意見を取りまとめ、企業会計基準委員会に提出。</li> </ul>
24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇米国財務会計基準審議会(FASB)、会合にてのれんの会計処理等について議論し、関係者から意見募集することを暫定的に決定。</li> <li>◇法務省法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会第17回会議が開催され、会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案(仮案)提出。</li> <li>◇政府税制調査会の納税環境整備に関する専門家会合(第一回)が開催。仮想通貨やシェアリングエコノミーについて議論。</li> <li>◇金融庁、日本仮想通貨交換業協会を認定資金決済事業者協会として認定。</li> <li>◇第197回臨時国会が召集。2018年度第一次補正予算案等について審議される(会期は12月10日まで)。</li> </ul>
25日	◇JICPA、IT委員会研究報告「次世代の監査への展望と課題」(公開草案)を公表(11月25日まで意見募集)。IT技術の進化を踏まえた次世代の監査について展望。
26日	◇JICPA、「監査委員会研究報告第6号「銀行等取引残高確認書及び証券取引残高確認書の様式例」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表。
29日	◇経済産業省の我が国企業による国際的なイニシアティブへの対応に関する研究会(第一回)開催。GHG排出量の算定方法の違いや、再エネ調達方法の明確化等について議論。
30日	◇日本税理士会連合会、JICPA、日本商工会議所、企業会計基準委員会(ASBJ)、「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案を公表(11月30日まで意見募集)。繰延税金資産と繰延税金負債の貸借対照表上の表示等について見直し。
31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇FRB、大手銀行組織の規制とリスクプロファイルを厳密に適合させるフレームワークについて、パブリックコメントを求める(コメント期限は2019年1月22日)。</li> <li>◇国税庁、租税条約等の情報交換規定に基づき、共通報告基準(CRS)に基づく非居住者金融口座情報の自動的情報交換を開始。初回交換では日本の非居住者の金融口座情報89,672件を提供、日本の居住者の金融口座情報550,705件を受領。</li> </ul>

## ◇11月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	12月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。</li> <li>◇NISAの初年度(2014年分)投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。</li> <li>◇改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出期限。</li> </ul>
2019年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施。</li> <li>◇(2019年1月1日以後開始事業年度より)税法上の「恒久的施設」(PE)の定義の見直しが施行。</li> <li>◇e-Tax(国税電子申告・納税システム)において、税務署で本人確認後に発行されるIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。</li> <li>◇IFRS16号「リース」発効。</li> <li>◇「BEPS防止措置実施条約」がわが国にて発効予定。</li> </ul>
	1月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇コンビニエンスストアでQRコードを利用した税の納付が可能に。</li> </ul>
	1月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇民法(相続法)の改正のうち、自筆証書遺言の方式緩和が施行。</li> </ul>
	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行(国内基準行)。</li> <li>◇G-SIBs(3メガバンク)へのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。</li> <li>◇安定調達比率を導入(国際統一基準行)。</li> <li>◇ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みの見直しが実施予定(国際統一基準行及び国内基準行)。</li> </ul>
2019年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。</li> <li>◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。</li> <li>◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。</li> </ul>
	6月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇改正消費者契約法が施行。</li> </ul>
	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇企業型確定拠出年金(企業型DC)の運営管理機関について、運用商品(デフォルト運用商品を含む)の一覧のインターネット公表が義務付け。</li> <li>◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる(兼務規制の緩和)。</li> <li>◇不正競争防止法等の一部改正法が施行。データの不正取得等を不正競争行為に位置付け、民事上の措置を設ける。</li> </ul>
	7月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇この日までに、民法(相続法)の改正のうち、預貯金の仮払い制度の創設が施行。</li> </ul>
	7月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇株式等の決済期間が、現行のT+3(約定日の3営業日後に決済)からT+2(約定日の2営業日後に決済)に短縮(約定分)。</li> </ul>
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。</li> <li>◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。</li> <li>◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。</li> <li>◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。</li> <li>◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。</li> </ul>
2020年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。</li> <li>◇投資信託等の外国税額控除の見直し。</li> </ul>
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。</li> <li>◇(2020年4月1日以後開始事業年度より)大法人の電子申告が義務化。</li> <li>◇改正民法(債権法)が施行。</li> </ul>

2020年	7月12日	◇この日までに、民法（相続法）の改正のうち、配偶者居住権及び自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。 ◇野村HDへのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇（2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。 ◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
	4月1日	◇成人年齢（成年年齢）が20歳から18歳に引き下げ。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2024年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、10月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。

## ◇今月のトピック

## 金融商品会計、見直しに向け意見募集へ

## ～IFRS 第9号とのコンバージェンスを検討～

2018年10月1日

吉井 一洋

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20181001\\_020343.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20181001_020343.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 日本基準とIFRS第9号「金融商品」比較表

日本基準		IASB (IFRS第9号)	
金融商品の分類※1	評価方法		
売買目的有価証券 デリバティブ※2	時価評価(当期損益計上)	時価評価(当期損益計上)	
満期保有目的の債券	償却原価法※3 減損あり	償却原価法：契約CFの特性要件※7+ビジネスモデル要件(元利回収)※8、※9	
貸付金及び債権	償却原価法※3 減損あり(DCF法も導入)	減損あり(信用状況に応じて3つのバケットに区分した予想信用損失アプローチ)	
その他有価証券 ※米国では売却可能有価証券	時価評価(OCI※4経由) ・全部純資産直入法※5 ・部分純資産直入法(わが国独自)※6 ・減損あり ・リサイクリングあり ※米国では株式は時価評価(当期損益計上)	債券等	時価評価(OCI※4経由) ：契約CFの特性要件※7+ビジネスモデル要件(元利回収+売却)※10 減損・リサイクリングあり
		株式等	時価評価(OCI※4経由)※11 減損・リサイクリングなし
金融負債	償却原価法※3	償却原価法 公正価値オプション※12を適用する場合は時価評価(当期損益計上)。※13	

※1 日本基準の場合、金融資産に関しては有価証券の評価を中心とした規定。米国基準も同様。IFRSは有価証券に限定していない。

※2 ヘッジ目的のデリバティブを除く。

※3 アモチゼーション・アキュムレーション付の原価法

※4 その他の包括利益

※5 評価損益の合計額をOCI経由で純資産に計上

※6 評価益はOCI経由、評価損はP/L経由で純資産に計上

※7 当該金融資産の契約条件が特定日に元金の支払からなるCFのみを生じさせるものである。

※8 保有企業・部門等の事業モデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)を回収する目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。

※9 売却損益は独立した勘定科目(「その他の包括利益」ではなく、当期損益の中の項目)として表示

※10 保有企業・部門等の事業モデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)の回収と売却の両方の目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。

※11 企業が指定した持分金融商品が対象

※12 いわゆる会計上のミスマッチー資産・負債の評価や損益の計上において生じる不整合を除去又は大幅に削減する場合は、金融商品を最初に計上する際に、時価評価(損益計上)するものとして指定

※13 企業自身の信用状態の変動による時価の変動はOCI経由で計上する(リサイクリング無し)。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 IFRS 第 9 号による金融資産の分類カテゴリ—評価方法

評価方法	要件	
	契約キャッシュ・フローの特性	事業モデル
償却原価	○(達成)	償却原価に関する事業モデル
FV-OCI	○(達成)	FV-OCIに関する事業モデル
FV-PL	○(達成)	上記以外の事業モデル
	×(未達成)	事業モデルは関係無し

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 有価証券・債権の評価方法比較 (日本基準、IFRS、米国基準)

	日本基準	IFRS	米国基準
上場株式	売買目的: FV-PL	FV-PL	FV-PL
	その他有価証券 : FV-OCI(リサイクリングあり) <sup>注</sup>	ただし売買目的でない場合は、OCIオプションの選択可能(リサイクリングなし)	
非上場株式	取得原価で評価	上場株式と同じ	FV-PL ただし、取得原価から減損損失を控除し、観察可能な価格について正又は負の事後調整を行った価格で評価可能
投資信託	売買目的: FV-PL	FV-PL	FV-PL
	その他有価証券 : FV-OCI(リサイクリングあり) <sup>注</sup>	プット可能である金融商品及び清算時にのみ第三者に純資産の比例的な持分を引き渡す金融商品に該当しなければ、OCIオプションを選択可能	
債券(仕組債を除く)	売買目的: FV-PL	FV-PL	売買目的: FV-PL
	満期保有目的: 償却原価 その他有価証券 : FV-OCI(リサイクリングあり) <sup>注</sup>	契約CF要件と事業モデル要件を満たすことで、償却原価又はFV-OCI	満期保有目的: 償却原価 売却可能証券 : FV-OCI(リサイクリングあり)
債権(貸付金)	償却原価法	債券と同じ	償却原価 売却目的で保有する場合は低価法(時価と原価の低い方)で評価

(注) 評価益は OCI、評価損は当期の損失に計上する方法も選択可能

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成



図表4 予想損失アプローチによる減損計上

分類	ステージ1	ステージ2	ステージ3
対象	◇ステージ2にもステージ3にも該当しない金融資産が含まれる。 ◇原則として、当初は、ステージ1に分類される。	◇報告日において、当初認識時以降、信用リスクが著しく増大している場合 ・予想信用損失額の変化ではなく、デフォルトリスクの変化で判断する。 ・例えばPDの著しい増加などが挙げられるが、これに限定はされない。 ・支払期日を30日超過する場合は、信用リスクの著しい増大に該当すると反証可能な推定あり ◇信用リスクが低いとはいえない場合(例えば「投資適格」の格付けより低い場合)	報告日時点で客観的な減損の証拠がある金融資産。証拠としては以下が挙げられる。 ・発行者・債務者の重大な財政的困難 ・契約違反(債務不履行・元利の支払延滞など) ・借り手の財政上の困難に伴う貸し手の譲歩 ・借り手の破産・財務上の再編の可能性が高くなった ・財政上の困難による対象金融資産の活発な市場の消滅 ・信用損失を反映したディープディスカウントでの金融資産購入など
予想信用損失	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	全期間の予想信用損失
利息の計上方法	総額での帳簿価額×実効金利*1		償却原価*2×実効金利*1

\*1 残存期間の見積もりキャッシュ・フローを金融資産の帳簿価額・金融負債の償却原価まで割り引く率。予想信用損失は織り込まない。

\*2 総額での帳簿価額－損失評価引当金

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 減損の比較 (日本基準、IFRS、米国基準)

	日本基準	IFRS	米国基準
上場株式 投資信託	売買目的: 不要 その他有価証券 : 時価の著しい下落がトリガー 時価に基づき算定	不要	不要
非上場株式	実質価額の著しい下落がトリガー 実質価額に基づき算定	上場株式と同じ	減損が生じた場合に公正価値に基づき算定
債券(仕組債を除く)	売買目的: 不要 満期保有目的、その他有価証券 : 時価の著しい下落がトリガー 時価に基づき算定	FV-PLの場合は不要  12か月又は全期間の予想信用損失を計上	売買目的: 不要 満期保有目的: 全期間の予想信用損失を計上 売却可能証券 : 時価を基礎とした予想信用損失を計上
債権(貸付金)			
債権(営業債権)	債務者区分・債権区分に基づき貸倒見積高を計上	全期間の予想信用損失を計上。営業債権のうち、財務取引を構成するものは貸付金と同様(企業が選択する場合は全期間の予想信用損失を計上)	全期間の予想信用損失を計上
債権(リース債権)		企業が選択する場合は、全期間の予想信用損失を計上	

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 ヘッジ会計概要比較（日本、IFRS、米国基準）

	日本基準		IFRS	米国基準			
公正価値ヘッジ	時価ヘッジ会計	ヘッジ対象	「その他有価証券」のみ	公正価値ヘッジ	ヘッジ対象 資産・負債、確定契約		
		ヘッジ対象の会計処理	ヘッジ開始後の時価の変動を損益計上			ヘッジ対象の会計処理 ヘッジ開始後の時価の変動について、帳簿価額を調整するとともに当期の損益に計上。ヘッジ対象が資産又は負債を発生させる未認識の確定契約の場合は、取得資産・負債の当初の帳簿価額に加える。	
		ヘッジ手段の会計処理	時価評価し、評価損益を当期の損益に計上				
	繰延ヘッジ会計	ヘッジ対象	資産・負債・予定取引・確定契約	ヘッジ手段の会計処理 OCIオプション適用の株式のヘッジの場合評価損益はOCIに計上	OCIオプション適用の株式の評価損益はOCIに計上	売却可能証券のヘッジ開始時からの時価の変動は損益に計上	
		ヘッジ対象の会計処理	会計処理なし				ヘッジ対象 時価評価し、評価損益を当期の損益に計上
		ヘッジ手段の会計処理	時価評価し、ヘッジ開始後の時価の変動は全てOCIに計上				
キャッシュ・フローヘッジ	繰延ヘッジ会計	ヘッジ対象	資産・負債・予定取引・確定契約	キャッシュ・フローヘッジ	ヘッジ対象 ヘッジ対象は、キャッシュ・フローが変動する資産・負債（例えば変動利付債）、予定取引		
		ヘッジ対象の会計処理	会計処理なし			ヘッジ対象の会計処理 会計処理なし	
		ヘッジ手段の会計処理	時価評価し、ヘッジ開始後の時価の変動は全てOCIに計上				ヘッジ手段の会計処理 時価評価し、ヘッジ開始後の時価の変動とヘッジ対象の時価の変動のうち小さい方をOCIに計上。残り（ヘッジ非有効部分）は当期損益に計上
純投資のヘッジ	ヘッジ対象	在外子会社等に対する投資持分	日本基準と同様	ヘッジ対象の会計処理 ヘッジ対象の会計処理なし	ヘッジ手段の会計処理 時価評価し、ヘッジ開始後の時価の変動をOCIに計上。ヘッジ非有効部分は損益計上しない。		
	ヘッジ対象の会計処理	会計処理なし。ただし、連結財務諸表の為替換算調整勘定に反映					
	ヘッジ手段の会計処理	ヘッジ手段の為替換算差額を為替換算調整勘定に含める。ヘッジ対象から生じる為替換算調整勘定を上回る場合は損益に計上 <sup>注1</sup>					
公正価値オプション	適用不可		適用可能	適用可能	適用可能		
特例処理	◇金利スワップのオフバランスの特例 ◇為替予約等の振当処理（為替予約はオフバランス） ◇銀行や保険会社の特例		なし	◇金利スワップのショートカット法 <sup>注2</sup> ◇予定取引等のクリティカル・ターム・マッチ法 <sup>注3</sup>			
ヘッジの有効性評価	数値要件あり（80～125%）		数値要件なし		高度に有効であること（実務上80%～125%）		
満期保有目的の債券	◇金利リスクの変動のヘッジ不可（時価、キャッシュ・フローの変動共に不可） ◇金利スワップの特例でのみヘッジ可能		-		金利リスクの変動のヘッジ不可（時価、キャッシュ・フローの変動共に不可）		

（注1）ASBJの「意見の募集」では、公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ非有効部分についてOCIに繰延処理可能と説明している。

（注2）金利スワップ取引をヘッジ対象とする場合、一定の要件を満たせば、ヘッジの非有効部分が無いとみなし、簡素化した会計処理が認められる（金利スワップは時価評価だが、相殺する金額だけヘッジ対象の借入金の帳簿価額を修正（公正価値ヘッジの場合）又はその他の包括利益を修正（キャッシュ・フローヘッジの場合））

（注3）ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していれば、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動はヘッジ開始後完全に相殺することを想定できる。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表7 ヘッジ会計概要比較（日本、IFRS）

	日本基準	IFRS第9号
リスク管理との関係	事前テストで整合性を要求	密接な関連性が期待
ヘッジ会計の目的	ヘッジの効果を会計に反映	企業のリスク管理活動の影響を表現。純損益に影響を与えるもののみならず、FV-OCI指定の株式等も対象として認める。
ヘッジ手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>●デリバティブ</li> <li>●外貨建金銭債権債務又は外貨建有価証券(外貨建の予定取引・その他有価証券などのヘッジ)</li> <li>●信用取引の売建て・有価証券の空売り(その他有価証券のヘッジ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●デリバティブ</li> <li>●FV-PLの非デリバティブの金融商品も適格。FVOを適用してFV-PLとなったものも対象。ただし、信用リスクの変動がOCI計上される金融負債は対象外</li> </ul>
ヘッジ対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相場変動等による損失の可能性にさらされている資産・負債</li> <li>●金融商品と非金融商品は区別せず</li> <li>●予定取引(未履行の確定契約を含む)</li> <li>●リスク要素のヘッジ可能</li> <li>●売買目的有価証券やデリバティブは対象外(ヘッジ会計不要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●デリバティブと非デリバティブの組み合わせも対象</li> <li>●非金融商品も含め、リスク要素のヘッジ可能</li> </ul>
■階層アプローチ	不可(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予定取引(CFヘッジ)以外も可能</li> <li>●期限前償還オプションの付いた契約は、期限前償還オプションのFVがヘッジされるリスクの変動の影響を受ける場合は、FVヘッジの適用は不可。ただし、指定されたヘッジ対象(階層)のFVの変動を算定するに当たり、期限前償還オプションの効果を反映していれば指定可能(実務上は困難との指摘あり)</li> </ul>
■グループヘッジ	ヘッジ対象リスクに対するヘッジ対象項目の公正価値変動とグループ全体の公正価値変動が比例的であること(変動割合のカイ離が上下10%以内)が必要	IAS第39号の同様の要件は撤廃し、以下を要件とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●適格なヘッジ対象により構成</li> <li>●リスク管理目的の一体として管理</li> </ul>
■純額ヘッジ	不可(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能</li> <li>●ただし、CFヘッジについては、為替リスクのヘッジで、予定取引が純損益に影響すると予想される報告期間、内容、数量が特定されている場合は適格</li> <li>●包括利益計算書の複数の科目に影響を与える場合は、独立の科目で表示</li> </ul>
有効性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前テストと事後テストが必要</li> <li>●80%～125%の数値基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開始時+継続的に確認</li> <li>●将来に向かってのテストのみ要求</li> <li>●数値基準を廃止し、目的ベースの判断基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ対象とヘッジ手段に経済的関係がある。</li> <li>・信用リスクの影響が著しく優越しない。</li> <li>・ヘッジ比率は実際の使用量に基づく。</li> </ul> </li> </ul>
非有効部分	OCIに計上	損益に計上(OCIオプションの株式のヘッジの場合はOCIに計上)
バランス再調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘッジ関係の変更はヘッジの中止による</li> <li>●バランス再調整の概念無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘッジ関係の変更は、ヘッジ比率のバランスの再調整で対応</li> <li>●有効性評価の要求に従うヘッジ比率を維持する目的でヘッジ対象又はヘッジ手段の量を調整</li> </ul>
ヘッジの中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘッジ要件を満たさなくなれば中止</li> <li>●ヘッジ対象消滅等の場合は終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘッジ関係が、バランス再調整を行っても要件(リスク管理目的+有効性評価)を満たさなくなった場合、将来に向かって中止</li> <li>●任意の中止は不可</li> </ul>
公正価値ヘッジの会計手法	ヘッジ対象(その他有価証券)とヘッジ手段の公正価値変動を損益に計上(時価ヘッジ会計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動をOCIに計上する方法が提案されたが不採用。</li> <li>●したがって、現行通りの会計処理</li> <li>●ヘッジ対象がFV-OCI指定の株式等の場合は、FVの変動はOCIで処理</li> </ul>
オプションの時間的価値(本源的価値のみヘッジ手段として指定した場合)	公正価値変動を損益計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ヘッジ開始後の時間的価値の公正価値変動は一旦OCIに計上し、ヘッジ対象の性格に合わせて処理</li> <li>●取引関連(確定契約・予定取引など)は、OCIに計上された時間的価値の公正価値変動の累計を、ヘッジ対象の非金融資産・負債計上時には簿価に加算、それ以外はヘッジ対象の実現時等に損益計上</li> <li>●期間関連は、ヘッジ開始時の時間的価値は、ヘッジ期間にわたり規則的かつ合理的な方法で期間配分</li> <li>●先物契約についても、直物要素と金利要素を区分し、直物要素をヘッジ手段として指定可能。金利要素はオプションの時間的価値と同様の処理</li> </ul>
クレジット・デリバティブによるヘッジ	特別な規定なし(時価の算定が極めて困難なクレジット・デフォルト・オプションは債務保証に準じて処理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ローン、債券、ローン・コミットメントの信用リスクのヘッジに対して公正価値オプションの適用を認める(当初のみならず事後の指定も可能)</li> <li>●信用エクスポージャーとクレジット・デリバティブの参照企業名、支払優先順位的一致が要件</li> </ul>

(注) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

## 【1日】

金融商品会計、見直しに向け意見募集へ  
～IFRS第9号とのコンバージェンスを検討～

ASBJ（企業会計基準委員会）は、2018年8月30日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表した。

わが国の金融商品会計基準を、国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS第9号「金融商品」などと比較・検討し、その見直しに着手するか決定する前の段階として意見募集を行うものであり、2018年11月30日を期限としている。

わが国の金融商品会計基準とIFRS（国際会計基準又は国際財務報告基準）や米国の金融商品会計基準は、似ているようでかなり異なる点があり、今後見直しを行うということになれば、金融商品の会計実務に大きな影響を与えることが予想される。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20181001\\_020343.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/commercial/20181001_020343.html)

## 【2日】

景気回復で所得税が増えても法人税が増えていないのはなぜか？  
～受取配当の増加で「法人が負担する所得税」が増えている～

第2次安倍政権発足以後、所得税の税収は伸びたが、法人税の税収は伸び悩んでいる。

法人税の税収が伸び悩んでいる要因としては、法人税の減税が行われてきたことも挙げられる（2013年度～2018年度の改正で年0.9兆円減）が、それよりも「法人が負担する所得税」が増加していること（2017年度は2012年度比で推計年2.0兆円増）の影響が大きい。国内法人が受け取る配当には所得税が課されるが、その所得税額は法人が納めるべき法人税額から控除される。近年の法人の受取配当の増加により、「法人が負担する所得税」が増加傾向にある。

「法人が負担する所得税」を所得税から控除し法人税に加算する調整を行うと、2012年度以後、法人税の増収幅は所得税の増収幅と同程度かやや上回る水準で推移している。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181002\\_020346.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181002_020346.html)

## 【4日】

過大支払利子税制に関する税制改正要望  
～国際課税に関する税制改正要望①～

8月31日以後、各省庁・業界が税制改正要望を公表し、金融庁、産業界や証券・銀行・保険・信託の各業界団体は過大支払利子税制の見直しに関する要望を行っている。過大支払利子税制とは、企業が「国外関連者」に対して支払う利子のうち過大な部分について、租税回避防止のため、損金不算入とする制度である。

2018年度の与党税制改正大綱では、OECD/G20のBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを受けて、過大支払利子税制の検討を進めることとされた。同プロジェクトでは、過大支払利子税制について、損金算入限度額の低減や、損金算入が制限される利子を国内者・非関連者への支払利子へ拡大すること等の見直しが勧告されている。

金融庁は、過大支払利子税制の見直しを行う場合は、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応することを要望している。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181004\\_020350.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181004_020350.html)

**【9日】****仮想通貨の税制① 消費税・所得税****～原則として雑所得、確定申告が必要～**

昨年から今年にかけてビットコインを中心に仮想通貨の価格が大きく変動し、国内でも仮想通貨取引で利益を得た者が一定数いたことが見込まれる。しかし、仮想通貨取引の税務上の扱いは十分に明らかになっておらず、国税庁による一層の整備と、申告者側の正確な税制の把握が望まれる。

明らかになっている範囲では、消費税においては、資金決済法上の「仮想通貨」の譲渡は2017年7月1日以後、消費税非課税となっている。所得税においては、仮想通貨を売却または使用（商品の購入、他の仮想通貨と交換）したときには所得税が課税される。原則、雑所得として総合課税され、税率は15%～55%（住民税10%を含む）の累進課税となる。

国税庁は仮想通貨の取引をどこまで正確に捕捉することが可能だろうか。仮に、仮想通貨に関する支払調書の提出が義務付けられるなどの施策が行われれば、国税庁はある程度仮想通貨の取引を捕捉することが可能になると考えられる。ただし、仮想通貨は個人間での取引も行われており、今後はこうした取引所、交換業者等を介していない取引を捕捉するための仕組みづくりが行われる可能性もある。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181009\\_020356.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181009_020356.html)

**【10日】****会社法改正に向けた議論の動向①****～株主総会関係～**

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会での会社法制（企業統治等関係）の見直しに向けた議論が大詰めを迎えている。

株主総会関連では、主な項目として、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権の濫用的な行使の制限などが盛り込まれている。

近日中に、要綱案がとりまとめられ、2019年に改正法案が国会に提出されるものと思われる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181010\\_020361.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181010_020361.html)

**【11日】****会社法改正に向けた議論の動向②****～取締役報酬、社債管理、株式交付など～**

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会での会社法制（企業統治等関係）の見直しに向けた議論が大詰めを迎えている。

株主総会関連以外では、主な項目として、①役員への適切なインセンティブの付与（株式報酬、取締役の個人別報酬、D&O保険、会社補償など）、②社債の管理、③株式交付制度などが盛り込まれている。

近日中に、要綱案がとりまとめられ、2019年に改正法案が国会に提出されるものと思われる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181011\\_020365.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181011_020365.html)

## 【17日】

### ファンド向けエクイティ出資の資本賦課の改正案

#### ①制度概要編 ～2019年3月31日から適用予定～

10月12日、金融庁が自己資本比率に関する告示の改正案を公表した。これは、バーゼル銀行監督委員会での合意を踏まえ、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みを見直すものである。

改正案では、ファンド向けエクイティ出資の信用リスク・アセットの算出方式として、①ルックスルー方式、②マンドート（運用基準）方式、③蓋然性方式（リスク・ウェイト250%/400%）、④フォールバック方式（リスク・ウェイト1250%）が、この順に適用される。

改正案は、国際統一基準行及び国内基準行に対して、2019年3月31日から適用される。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20181017\\_020372.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20181017_020372.html)

## 【18日】

### 米国資本市場改革の動向

#### ～民主党も支持しているが、中間選挙前の成立は困難か～

2018年7月17日、米国下院議会は、資本市場改革などを盛り込んだ「2018年JOBSおよび投資者信認法案」（以下、改正法案）を超党派で可決し、上院に送付した。

米国が資本市場改革を目指す理由として、過去20年間において米国内の上場企業数が半減していることや、IPOの件数が減少していることなどが挙げられる。そこで、改正法案では、IPOや上場の継続に負担となるコンプライアンスコストを削減するなどの規制緩和や、SECに対して大企業と中小企業でIPOにかかるコストに差があることに関する調査の要請が盛り込まれている。

改正法案は、下院民主党の大多数が賛成しており、上院民主党も反対するような内容ではないと思われるため、下院での法案可決当初は中間選挙前の成立が見込まれていた。しかし、中間選挙前に民主党が共和党に対して新たな成果を与える形となることを避けるため、中間選挙前の成立の可能性は低下している。もっとも、改正法案が中間選挙までに成立せず、また、選挙結果により議席構成が変わったとしても、その内容については、何らかの形で将来的に実現され得るものであると思われる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/economics/usa/20181018\\_020374.html](https://www.dir.co.jp/report/research/economics/usa/20181018_020374.html)

## 【19日】

### 2019年度はマクロ経済スライド実施見込み

#### ～持続可能な年金制度確立に向け経済環境が整ってきた～

公的年金の支給額は、毎年度、賃金や物価などの変動率をもとに改定される。その根拠となる賃金や物価の変動率は過去数年の値を用いるため、現時点で公表されている統計を用いて、2019年度の年金改定率はある程度推定できる。

2018暦年の物価変動率が前年比+1.0%（1～9月までと同じ）で、2015～2017年度の実質賃金変動率が0.0%～+0.3%の範囲に収まるなどの仮定を置くと、「賃金変動率」（推定+0.8%～+1.1%）が「マクロ経済スライド率（繰り越し分を含む）」（推定▲0.5%）のマイナス分より大きくなる見込みであるため、2019年度はマクロ経済スライドは完全実施される公算が大きい。

見込み通りであれば、（消費税率引上げによる要因を含まない）本来の賃金や物価の変動という、いわば「経済の実力」による初めてのマクロ経済スライド実施となり、持続可能な年金制度確立に向けた経済環境が整ってきたものと言えるだろう。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181019\\_020378.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181019_020378.html)

## 法律・制度 Monthly Review 2018.9

### ～法律・制度の新しい動き～

9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

9月は、バーゼル銀行監督委員会が会合を開催したこと（19日～20日）、金融庁が「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」を公表したこと（26日）、金融庁が「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」を公表したこと（26日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181019\\_020379.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181019_020379.html)

### 【30日】

#### 消費税増税等の家計への影響試算（2018年10月版）

##### ～2011年から2020年までの家計の実質可処分所得の推移を試算～

2011年から2020年までの制度改正による家計の実質可処分所得への影響について、最新の法令等をもとに試算を行い、「消費税増税等の家計への影響試算」を改訂した。

「片働き4人世帯」の実質可処分所得に影響を与える2011年から2020年までの制度改正は、概ね4期に分けられる。①2011年から2012年にかけては子ども手当の支給額の減少や住民税の年少扶養控除の廃止など「定額の負担増」の影響が大きく、②2013年から2015年にかけては、消費税率の引上げや厚生年金保険料率の引上げなど「定率の負担増」の影響が大きかった。③2016年から2018年にかけては、給与所得控除の上限引下げや配偶者控除の所得制限など「高所得者の負担増」が発生し、④2019年から2020年にかけては再び消費税率の引上げにより「定率の負担増」が大きくなる。

これらを総合した2011年から2020年までの変化を見ると、高所得の世帯（世帯年収1,500万円の世帯）と低所得の世帯（世帯年収300万円の世帯）における実質可処分所得の減少率が高く、その中間にあたる世帯（世帯年収500万円および1,000万円の世帯）においては相対的に実質可処分所得の減少率は抑えられていることが分かる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181030\\_020402.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181030_020402.html)

### ◇10月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
読売新聞 (10月4日付朝刊15面)	消費税率引上げについてコメント	是枝 俊悟
日経 CNBC 「朝エクスプレス」 (10月5日放送)	退職金税制の見直しについて出演	是枝 俊悟
日本経済新聞 (10月13日付朝刊21面)	NISAのロールオーバーについてコメント	是枝 俊悟
日本テレビ 「ニュース ZERO」 (10月15日放送)	消費税増税についてコメント	是枝 俊悟

読売新聞 (10月17日付朝刊2面)	消費税増税についてコメント	是枝 俊悟
TBS 「ひるおび」 (10月19日放送)	消費税増税について出演	是枝 俊悟
北海道新聞 (10月19日付朝刊13面)	消費税増税についてコメント	是枝 俊悟
日経マネー (12月号)	「法改正でこう変わる！ 得する相続、損する相続」 にコメント	小林 章子
日経ヴェリタス (10月21日付55面)	改正債権法（意思能力）についてコメント	小林 章子
毎日新聞 (10月24日付朝刊4面)	総合取引所についてコメント	横山 淳
日本経済新聞 (10月25日付朝刊19面)	監査報告書の透明化についてコメント	吉井 一洋
BSテレ東 「日経プラス10」 (10月25日放送)	消費税増税について出演	是枝 俊悟

#### ◇10月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
10月3日 掲載	コラム：売買単位の100株統一に寄せて <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20181003_010121.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20181003_010121.html</a>	横山 淳
10月9日 掲載	コラム：今年から、夫婦とも正社員でも配偶者特別控除の対象になるかも？ <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20181009_010124.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20181009_010124.html</a>	是枝 俊悟
10月16日 収録	大和スペシャリストレポート：今さら聞けない改正個人情報保護法Q&A(1) <a href="http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21123-001/">http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21123-001/</a>	藤野 大輝
10月17日 掲載	コラム：カナダにおける投資信託手数料規制の動き <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20181016_010128.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20181016_010128.html</a>	小林 章子
10月24日 収録	大和スペシャリストレポート：相続法改正のポイント <a href="http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21128-001/">http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21128-001/</a>	小林 章子